

厚木基地周辺の住宅防音工事対象区域における逆転現象を伴う告示後住宅の解消等を求める意見書

厚木基地周辺の住宅防音工事対象区域について、国は、平成30年に米海軍空母艦載機が厚木基地から岩国基地へ移駐したことにより、騒音状況が変化しているとして、昨年度から騒音度調査を実施しており、今後、騒音の実態に即したものに直すとしている。

現在、厚木基地周辺の告示後住宅は、昭和61年9月10日までに告示された住宅防音工事対象区域の85W区域内に所在し、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建設された住宅が防音工事の助成対象となっている。平成18年に追加告示方式で新たな助成対象区域を指定した際、拡大された80W及び75W区域内に所在し、平成18年1月17日までに建設された住宅が助成対象となる一方、従来の80W及び75W区域内に所在し、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建設された住宅は助成対象外となり、過去に一旦は解消された「逆転現象を伴う告示後住宅」を再び発生させ、現在に至っている。

本市議会ではかねてよりその解消を求めてきたところであるが、防音工事対象区域において騒音の被害を受けながらも助成対象となっていない住民にとっては、不合理的な状況が続いており、具体的な対応策を示すべきものである。

よって、国会及び政府におかれては、住宅防音工事における不均衡を解消し、関係住民の理解を促進するよう、次の事項の実現を強く求めるものである。

- 1 80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅について、具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと。
- 2 区域の見直しにあたっては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

相模原市議会

国 会
内 閣
あ て